

日行連発第948号
令和3年10月13日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

海外の都市におけるロックダウンによる自動車部品の供給不足に伴う
OSS申請の一時的な取扱いについて（周知）

国土交通省より、東南アジアの諸外国における新型コロナウイルス感染拡大防止のためのロックダウンにより、自動車製造部品の供給が不足し、自動車の生産に遅れが生じていることを踏まえ、OSS新車新規申請の希望番号予約済証の期間の伸長を行うとの連絡がありましたので、お知らせいたします。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましても、会員への周知にご協力ください。

【参考】

- ・海外の都市におけるロックダウンによる自動車部品の供給不足に伴う
OSS申請の一時的な取扱いについて（令和3年9月16日・国土交通省 事務連絡）

以上

事務連絡
令和3年9月16日

各地方運輸局自動車技術安全部管理課長 殿
四国運輸局自動車技術安全部管理業務調整官 殿
沖縄総合事務局運輸部車両安全課長 殿

自動車情報課OSS企画班長
登録班長
自動車登録管理室運用保全班長

海外の都市におけるロックダウンによる自動車部品の供給不足に伴う
OSS申請の一時的な取扱いについて

現在、自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）では、警察署長からの車台番号照会後30日以内に、完成検査終了証兼譲渡証明書が登録情報処理機関に提供されて車台番号が確定しない場合には、申請が却下される仕様となっております。この場合、窓口で一般希望番号を型式で予約申込を行ったOSS申請に係る希望番号予約済証について有効期限（30日）を超過する可能性があります。

今般、自動車販売業界より、東南アジアの諸外国における新型コロナウイルス感染拡大防止のためのロックダウンによって、自動車製造部品の供給が不足し、自動車の生産に遅れが生じており、車台番号照会後30日以内に車台番号を確定することが困難な事例が発生しており、事案の性質に鑑み、令和3年9月24日から11月29日までの間に有効期限が満了する当該希望番号予約済証については、11月30日までの間、下記のとおり対応いただけますようお願いします。

なお、当該取扱いについて、（一社）全国自動車標板協議会及び（一社）日本自動車販売協会連合会と調整済みである旨、念のため申し添えます。

記

希望番号予約済証の有効期限が超過した申請については、支局端末上で自動審査から審査（決裁可能件数）に回ります。通常、添付書類の期限切れについては「却下」いただいておりますが、希望番号予約済証の有効期限切れの案件につきましては、「通知入力」を押下し、却下通知をクリアして登録するようお願いします。（詳細につきましては別紙操作手順をご確認ください。）また、オリンピック・パラリンピック競技大会特別仕様ナンバープレートについて、リストが添付されている希望番号予約済証は、窓口申請であっても期限の有効なものとして取り扱うようお願いいたします。